

「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」報告書（案）に対する意見募集結果
（平成31年4月27日～令和元年5月31日意見募集）

提出件数 14件（法人・団体 10件、個人 4件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人（匿名）【1】	<p>5G 基地局の利便性における課題のみ盛り込まれているようですが、人体や動物等に及ぼす影響や健康に対する課題についての検討や議論が欠けています。</p> <p>5G の高周波帯域の利用は電波が届きにくいことから基地局の増加が必須となり、4G よりもさらに人体や動物等に及ぼす影響を考慮する必要があります。</p> <p>他国より先駆けて実施する大事さやオリンピックに間に合わせる大事さよりも、人体や動物等の電波弱者に対する配慮できる仕組みを検討した結果を政府機関として公示し、パブリックコメントとして意見と聞いてもらいたいと考えます。</p>	<p>電波の安全性に関するご意見については、総務省における今後の検討の際に参考にすることが適当であると考えます。</p> <p>なお、総務省においては、安全・安心な電波利用の徹底を図るため、電波防護に係る電波法令の制度整備や基地局免許の際に当該法令に基づく適合審査を実施するとともに、携帯電話等事業者に対して、開設される基地局の周辺住民への電波の安全性に関する情報を周知すること等を要請しています。</p>	無
2	南魚沼市【2】	<p>今回の報告書（案）では、非居住エリアにおける不感対策にあたっては緊急輸送道路等の優先整備を行っていくことで取りまとめられているが、道路トンネルにおける電波遮へい対策においては、新設トンネル建設時の不感対策整備と、高速道路及び直轄国道トンネルの整備率の達成・維持の指針を示すことにとどまっている。</p> <p>一方、住民の生活・流通の基盤でもある補助国道又は県道等においても緊急輸送道路等に指定されている道路トンネルも数多く存在しており、特に、緊急車両等の通行にあたっては、トンネル内での携帯電話の利用も不可欠であると考えます。</p> <p>道路トンネルにおける不感対策にあたってはこうした実情も考慮いただき、補助国道又は県道等においても緊急輸送道路に指定されるような重要な道路トンネルの優先的な整備の検討をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、補助国道又は県道等のトンネルについても電波遮へい対策を行うことは重要であると考えます。</p> <p>なお、道路トンネルについては、高速道路及び直轄国道トンネルについて優先的に対策を行っており、引き続きこれらの未対策トンネルを中心に対策を進めることが必要と考えます。</p>	無
3	個人【3】	<p><報告書（案）の該当箇所> 第4章 今後の携帯電話の基地局整備の在り方の方向性 4-1 携帯電話等エリア整備事業 (2) 事業主体の柔軟な運用</p> <p><提出意見> 現在の「携帯電話等エリア整備事業」では、市町村が事業主体の場合には、その広域自治体たる都道府県が追加補助を行うか行わないかにかかわらず、都道府県を間接補助事業者とする間接補助事業となっている。</p> <p>市町村が主体の補助事業の場合には、従前のとりまとめ及び指導については都道府県に委託する制度を新たに設定するなどした上で、都道府県の予算を通さない直接補助を可能とする方法の設定が望まし</p>	<p>ご指摘のとおり、補助事業の機動性を確保することは重要であると考えます。</p> <p>今回いただいたご意見については、総務省における今後の検討の際に参考にすることが適当であると考えます。</p>	無

		い。 <理由> 補助事業の追加募集などに対応する場合に、都道府県の議会における予算案の提出および可決に時間を要し、補助事業の機動性が損なわれているため。		
4	個人【4】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5頁の枠内の5行目「要望」と、8頁の15行目「希望」との字句の違いは、何を意味しているのですか？ ・ 5頁の6行目「非居住地域」と、10頁の2行目「非居住エリア」との字句の違いは、何を意味しているのですか？ ・ 8頁の5行目「第3.9世代」は、1頁の図表1のとおり「第3.9-4世代」と記載したほうがよいと思います。 ・ 8頁の19行目「か所」は、他の記載と同様に「箇所」と記載したほうがよいと思います。 ・ 8頁の19行目「エリア外」は「携帯電話サービスエリア外」のほうがよいと思います。 ・ 14頁の図表12の年度欄は年号の記載が漏れているのでは？ ・ 17頁の図表14も他の図表と同様に本文の当該箇所て引用したほうがよいと思います。 ・ 17頁の図表14の注の「(公社)」は「公益社団法人」と記載したほうがわかりやすいと思います。 ・ 25頁の6行目「1.6万人」は、19頁の10行目等と同様に「約1.6万人」と記載したほうがよいと思います。 ・ 25頁の2行目「平成30年」と6行目「2023年」とは、紀年法を統一したほうがよいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、「要望」に統一いたします。 ・ 5頁にある「非居住地域」は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2018年6月15日閣議決定)より引用しているものであり、その他、本研究会の議論においては「非居住エリア」と表記させていただいております。なお、両者とも同意のものになります。 ・ ご指摘を踏まえ「第3.9-4世代」に統一いたします。 ・ ご指摘を踏まえ、「箇所」に統一いたします。 ・ ご指摘を踏まえ、「携帯電話サービスのエリア外」に修正いたします。 ・ ご指摘を踏まえ、元号を追記いたします。 ・ ご指摘を踏まえ、図表14について本文において引用を記載いたします。 ・ ご指摘を踏まえ、「公益社団法人」に修正いたします。 ・ ご指摘を踏まえ、「約1.6万人」に統一いたします。 ・ ご指摘を踏まえ統一いたします。 	有
5	山梨県【5】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平均通過人員で区分し連続して整備しないことで、同一路線において、携帯電話が利用できる区間とできない区間の両方が存在することとなり、事業の効果が薄れる場合があること ・ 平均通過人員2万人未満の路線でも、インバウンドを含めた多くの乗客に利用される路線や長時間携帯電話が通じない区間が想定できること <p>このような理由から、次の2カ所を変更していただきたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、修正いたします。 	有

		<p>P17 3-3 電波遮へいエリア（鉄道トンネル）8行目 具体的には、2022年度までに、全国の在来線輸送量の90%以上を占める路線を対象に、その中でも、平均通過人員が2万人以上の区間のトンネルに重点をおいて、携帯電話を利用できるようにすることが適当である</p> <p>P23 4-2 電波遮へい対策事業（2）在来線トンネル対策の加速 4行目 具体的には、2022年度までに、在来線輸送量の90%以上が携帯電話を利用できるようにするため、平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間に重点をおいて、補助事業による対策を実施することが適当である。</p>		
6	長野県【6】	<p>【P17 3-3 電波遮へいエリア（鉄道トンネル）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平均通過人員が2万人以上の区間のトンネル」について、2万人以上の区間と2万人未満の区間が同一路線内に存在する場合、路線としての連続した整備ができなくなる（つまり、同じ電車に乗っていても電波が通じるところと通じないところが発生する）ことから、不感解消効果が薄れることが懸念されます。 ・「平均通過人員が2万人以上」の定義が年間平均の場合、観光や帰省等により一時的に需要が高まる区間があっても、年間平均が2万人未満になってしまう場合は対象から外れてしまうことが懸念されます。 ・上記2点を踏まえ、下記について変更を希望します。 <p>10行目 旧) 平均通過人員が2万人以上の区間のトンネルについて、 新) 平均通過人員が2万人以上の区間のトンネルに重点をおいて、</p> <p>【P23 4-2 電波遮へい対策事業（2）在来線トンネル対策の加速】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記と同様の理由により、下記について変更を希望します。 <p>5行目 旧) 平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間については、 新) 平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間に重点をおいて、</p>	ご指摘を踏まえ、修正いたします	有
7	個人【7】	<p>第4章 4-1（6）②について、事業者により基地局の場所や設備の差異がある点の解消や、基地局の共有化により、設備投資を削減し、通信料の削減のために、積極的に行うべきである。海外では共有化が進んでいる国も多いとのことであるので、日本でも促進すべきかと。これは都心部でも進めるべきだと考える。</p> <p>同3について、成層圏からの無人飛行機や気球による通信網整備という話もあるようなので、そのような新技術についても検討していくべきである。特に5Gは自動運転自動車の制御にも使われる可能性もあるので、山間地域でも問題なく通信できることが求められると考える。</p>	賛同のご意見として承ります。	無
8	株式会社NTTドコモ【8】	<p>報告書案に記載の、今後の整備方針と具体的な推進方策に関して、速やかな制度整備が行われることを希望いたします。</p> <p>特に、非居住エリアも含めた不感エリア解消に向け、携帯電話等エリア整備事業における、自治体・事業者の負担軽減策や事業期間等の柔軟化の早期制度化を希望いたします。</p> <p>また、中長期的な検討課題である地理的な問題から電力線の敷設が困難となる場合の検討促進についても希望いたします。</p>	賛同のご意見として承ります。	無

9	ソフトバンク株式会社【9】	<p><該当箇所> P19 第4章 今後の携帯電話の基地局整備の在り方の方向性</p> <p><意見> 第5世代移動通信システム（以下、5Gといいます。）時代における通信サービスは、これまでの「人を中心としたサービス」とは異なり、“あらゆるモノ”がネットワークに接続されることで新たなサービスの創出が期待をされており、Society5.0を支える基盤と位置付けられています。その将来像のためには、5Gのエリアを「産業展開の可能性がある場所」に整備することが必要になってきます。</p> <p>このように、可住地エリアよりも広い範囲における需要に対して5G基地局等の整備を行うことが求められていますが、日本の国土は先進各国と比較して可住地※1は狭く、森林等が6割を超えており、電力や光ファイバ回線の整備がされていないエリアの対応も重要になってきます。</p> <p>そのようなエリアにおける基地局等の整備については、費用が高額になることや整備期間が長期化する恐れがある等の課題があることから、補助事業の拡充（範囲の拡大（電源等）や国庫比率の増加等）や柔軟性（期間や事業主体者）の向上が必要不可欠です。具体的には、報告書にも記載のとおり、今後設備共用等による事業者共同整備の重要性が高まることから、それら形態（インフラ提供事業者の整備を含む）による整備方式について、補助事業の拡充の検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p>また、上記のような制度の拡充に加えて、FTTHの設備シェアにおいて8割弱のシェアを保有する東日本電信電話株式会社殿（以下、NTT東といいます。）および西日本電信電話株式会社殿（以下、NTT西といいます。）のサポートも必須になります。特に、非居住エリア等の整備においては、フレキシブルファイバ等の活用や共用が見込まれ、それらが迅速・安価に利用できるようになることが望まれます。したがって、総務省殿におかれましては、NTT東殿およびNTT西殿のご検討を後押し頂き、更なる基地局整備の推進環境の充実化を実現して頂きたいと考えています。</p> <p>※1 http://www.jice.or.jp/knowledge/japan/commentary06</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、携帯電話基地局を開設するために必要な伝送路については、回線設置事業者から賃借する場合の費用に対して携帯電話等エリア整備事業による支援制度があります。また、本年度よりされている高度無線環境整備推進事業により整備した光ファイバを活用し、携帯電話基地局を開設することも想定されており、これにより5G基地局などの全国展開が促進されると期待しています。</p>	無
10	鹿児島県【10】	<p><該当箇所> P.16 3-2</p> <p>「非居住エリアについても、災害対策や観光振興の観点から、携帯電話の利用ニーズが高まっている。（中略）安心安全の確保のためには、エリアの連続性も考慮する必要もあることから、（中略）一体的に整備を行うことが適当である。」</p> <p><意見> 災害対策や観光振興の観点からは、一体的なエリア整備と併せて、複数事業者のエリア化も必要であることから、複数事業者のエリア化促進についても追記していただきたい。</p> <p>なお、複数事業者のエリア化を促進するためには、インフラシェアリングが積極的に活用されるような制度設計が必要だと考える。</p>	<p>複数事業者のエリア化については、4-1（1）などにおいて記載させていただいております。また、インフラシェアリングに関しては、4-1（6）②において記載させていただいております。</p>	無

11		<p><該当箇所> P.19 4-1(1), 4-1(2) 「極めて小規模な集落やそこに至る動線となる道路及び非居住エリアである観光地等のエリア整備を行う場合の自治体負担軽減策や物理的に光ファイバ整備等が困難な地域の整備方策を検討し、エリア化を促進することが適当である。」「市町村での案件形成等が困難な場合には、都道府県が事業主体となることにより、円滑な事業実施を図ることが有効である。(略)複数の都道府県・市町村に跨がる山岳地帯を整備する場合などにおいても、市町村での対応は困難であり、都道府県が事業主体となって実施することも可能とすべきである。」</p> <p><意見> これまで整備を実施した自治体は、維持管理・更新の費用捻出に苦慮しているため、整備時のみの負担軽減や市町村から県への事業主体移管という解決策では、自治体が負担を強いられる現状は変わらないままである。「今や、「日常生活になくてはならないツール」として国民生活に深く浸透している(P.2)」携帯電話について、自治体主体の整備ではなく、電気通信事業者が主体的に整備していく制度にしていくことが必要ではないか。</p>	<p>携帯電話基地局の整備後の維持管理費については、災害後の復旧といった場合を除き、携帯電話事業者が負担するケースが多いと認識しております。</p> <p>また、災害等により通信設備が破損し、不感エリアとなった場合には携帯電話等エリア整備事業の活用が可能となっております。</p> <p>なお、報告書案にある通り、一部の携帯電話事業者により、残りの全ての不感エリアは解消される見込みであり、これまで以上に事業者による主体的な整備が期待されております。</p>	無
12		<p><該当箇所> P.21 4-1(5)① 「携帯電話等エリア整備事業を活用して、条件不利地域や4Gエリアへの5G基地局の導入を促進することが必要である。(中略)5G基地局の展開には光ファイバの整備も必要であり、通信事業者が自ら整備することを基本としつつ、採算などの問題から自主整備が困難な条件不利地域については、高度無線環境整備推進事業を活用することにより、早期の5Gサービスの全国展開を促進することが適当である。」</p> <p><意見> 事業者が自主的に条件不利地域への整備を行う制度にしていくことが肝要であり、現在の携帯電話等エリア整備事業や高度無線環境整備推進事業では、事業者が自主的に整備を行うところまでは至らない。これらの事業を、事業者による全国展開を促進するような内容に変えていくことが必要である。</p>	<p>5Gの特定基地局の開設計画の認定を受けた各者には、2年以内に全都道府県でサービス開始することや5年以内に10km四方メッシュの全国50%以上で基盤となる5G高度特定基地局を整備すること等が義務づけられるとともに、認定に際し、「都市部・地方部を問わず、顕在化するニーズを適切に把握し、5Gの特徴を活かした多様なサービスの広範かつ着実な普及に努めること」が条件として付されており、これらを踏まえて各者は開設計画に基づき整備を行うこととなります。</p> <p>その上で、採算などの問題から自主整備が困難な条件不利地域については、補助事業を活用することにより、早期の5Gサービスの全国展開を促進することが適当である旨提言したところであり、この提言を踏まえ、総務省において適切な制度設計がなされることが期待されます。</p>	無

13	株式会社 J TOWER 【11】	<p><該当箇所> P19 4-1 携帯電話等エリア整備事業 2019年4月に「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」を認定した際に、一部の携帯電話事業者において、2023年度末までに約1.6万人の全てのエリア外人口を解消する旨を盛り込んだ開設計画が認定されたことから、この計画が可能な限り前倒しされるとともに、利用者の利便性確保の観点から、<u>複数事業者が共同で行う基地局整備を支援する制度</u>を検討することが必要である。</p> <p><意見> 複数事業者が共同で行う基地局整備（以下、インフラシェアリング）については、5Gがその特徴を活かして、居住エリアに加えて非居住エリアへも展開が期待されている背景のもと、早期かつ効率的なエリア拡張が可能となること、携帯事業者のネットワーク投資が合理的に抑制され利用者料金の更なる価格競争を促すこと、並びに新規参入事業者のエリア展開にも資することなどメリットが大きいため、インフラシェアリングを支援する制度を検討することは適切と考えます。 なお、インフラシェアリングの実現形態として、インフラシェアリングを業とする事業者による形態については複数の携帯事業者に参画障壁を軽減させる効果もあることから、その制度を活用できる形態の一つとして勘案し検討を進めることが必要と考えます。</p>	<p>ご賛同のご意見と賜ります。 なお、複数事業者が共同で行う基地局整備を支援する制度の具体的な内容のご意見については、総務省における今後の検討の際に参考にすることが適当であると考えます。</p>	無
14		<p><該当箇所> P22 ② ローカル5Gによるエリア展開の促進 5Gは、IoTを支えるインフラとして、農地や森林、建築現場など、これまで携帯電話のエリアとして想定されなかった地域においてもその利活用が期待されていることから、このような地域も含め早期の全国展開を目指すことが必要である。 その際、個別の地域ニーズや産業ニーズに応じて様々な主体が柔軟に構築できる5Gシステム（ローカル5G）の利活用などを促進し、地域での5G利活用の有効性への理解を深めることにより、地域のニーズの掘り起こしが進展し、地域での5Gのエリア展開の後押しにつながることを期待される。このため、5Gにより地域が抱える様々な課題を解決し、地域社会の安定的な日常生活を確保することを目的として、<u>ローカル5Gを柔軟かつ迅速に最適化して導入できる環境づくりを行う。具体的には、オープンテストベッドの構築などによる、ローカル5Gの地域での利活用促進策を検討することが適当である。</u></p> <p><意見> ローカル5Gは、多様な事業者が自発的なニーズに基づいて構築が行われるものであり、支援施策を通じより強くモチベートすることで、5Gネットワークのエリア展開を強化出来る制度と理解しています。 本報告書案にあるテストベッドについては、ローカル5Gの導入意欲のある事業者の機器の開発や調達を支援し、エコシステムの構築に効果的であり、有益と考えます。 また、その他の利活用支援策としては、制度に対するリテラシー向上の取組みや財政的な支援策についても検討を継続的に行うことが必要と考えます。</p>	<p>ご賛同のご意見として承ります。 なお、ローカル5Gの地域での利活用促進策の具体的な内容に関するご意見については、総務省における今後の検討の際に参考にすることが適当であると考えます。</p>	無

15		<p><該当箇所> P19～ 第4章 今後の携帯電話の基地局整備の在り方の方向性</p> <p><意見> 各補助事業に係る事業主体の考え方について 携帯電話等エリア整備事業においては、「事業主体の柔軟な運用」として、都道府県を対象に加える施策が挙げられており、適切な取組みであると考えます。 本年度より新たに追加された高度無線環境整備推進事業においては、民間事業者等を事業主体とする選択肢が用意されています。これにより、更に柔軟な運用が可能となり、リソースの確保やコストの低廉化など効率的な運営が見込まれるため、携帯電話等エリア整備事業、電波遮へい対策事業についても、民間事業者等を事業主体に含める検討を行うことが必要と考えます。</p>	<p>ご賛同のご意見として承ります。 携帯電話等エリア整備事業、電波遮へい対策事業についても、民間事業者を事業主体に含めることについては、総務省における今後の検討の際に参考にすることが適当であると考えます。</p>	無
16	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会【12】	<p><該当箇所> 「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」報告書（案） 第2章 現状と課題・ 2-1 地理的に条件不利な地域（居住エリア） 2-2 地理的に条件不利な地域（非居住エリア） 2-3 電波遮へいエリア</p> <p><意見> 本研究会の主な検討事項が、 (1) 不感エリアにおける基地局整備の現状と課題 (2) 地理的に条件不利な地域における不感エリア解消に関する方針 ① 居住エリア ② 非居住エリア (3) 電波遮へいエリアにおける不感エリア解消に関する方針 となっており、上記エリアに関しての基地局整備の方針等について、議論が行われています。 一方、観光立国を掲げる日本において、イベント会場、観光地、空港と間の移動区間等の特定エリアにおいて、短時間にのみ増加するユーザが、必要不可欠な通信手段として携帯電話を利用することが想定されます。このような特定エリアにおける内外のユーザにより、世界最先端のICT基盤の整備の状況に関する評価が行われる可能性も考えられます。 先の、総務省『2020年社会全体のICT化推進に関する懇談会』においても、各分野横断的な都市サービスの高度化として、「2020年までに、各地でICTや旅行者の属性情報を活用した訪日外国人向けサービスを実装」を目標としたアクションプランの中で、5Gの実現が議論されています。 携帯電話の基地局整備の在り方という視点においては、条件不利地域の解消に加えて、短時間にのみ増加するユーザによるトラフィックの増大が著しい特定エリア等に対する考慮も必要であると考えられます。 従い、例えば、上記懇談会の検討の進捗とも連携を取り、基地局整備の在り方について、イベント会場、観光地、空港と間の移動区間等の特定エリアにおける整備に関しても、検討をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘のとおり、イベント会場、観光地、空港と間の移動区間等の特定エリアにおける整備は重要と認識しております。 報告書3-2において、非居住エリアのうちエリア化が想定される具体的なエリアとして、「観光地にアクセスする道路など、エリアの連続性確保の観点から一体的に整備が必要なエリア」と記載させていただいております。</p>	無

17	<p><該当箇所> 4-1 携帯電話等エリア整備事業 (4) 被災時等での活用 近年、大規模自然災害が多発しており、通信設備が破損し不感エリアとなる場合がある。多くの場合、自治体の負担にて破損した設備の復旧を行うこととなるが、このようなケースにおいて、携帯電話等エリア整備事業の活用が促進されるよう、より一層周知等に取り組むべきである。</p> <p><意見> 大規模災害に対する通信手段については、ICTによる災害医療・救護活動の強化に向けたものに限定されていますが、先の、総務省『大規模災害時の非常用通信手段の在り方に関する研究会』にても、報告がされています。 被災に備えた通信設備の整備という大きな視点のもとでは、整備内容のひとつとして携帯電話基地局の整備促進が必要であることは周知のとおりですが、この他にも、他の通信手段を用いた整備促進が必要とされるケースがあることも考えられます。 自治体の事情や方針も個々にあることが想定されるため、地域の人々の実態に即した形での、非常時の通信手段の確保が必要であると考えられます。 現時点では、携帯電話等エリア整備事業には、衛星携帯電話の整備は記載されていませんが、今後、被災等に対する非常用通信手段や自治体等に対する支援の在り方についても、検討をお願いいたします。</p>	被災等に対する非常用通信手段や自治体等に対する支援の在り方については、総務省における今後の検討の際に参考にすることが適当であると考えます。	無
----	---	---	---

18		<p><該当箇所> 4-1 携帯電話等エリア整備事業 (5) 高度化サービスの普及展開 ② ローカル5Gによるエリア展開の促進 5Gは、IoTを支えるインフラとして、農地や森林、建築現場など、これまで携帯電話のエリアとして想定されなかった地域においてもその利活用が期待されていることから、このような地域も含め早期の全国展開を目指すことが必要である。 その際、個別の地域ニーズや産業ニーズに応じて様々な主体が柔軟に構築できる5Gシステム（ローカル5G）の利活用などを促進し、地域での5G利活用の有効性への理解を深めることにより、地域のニーズの掘り起こしが進展し、地域での5Gのエリア展開の後押しにつながることを期待される。このため、5Gにより地域が抱える様々な課題を解決し、地域社会の安定的な日常生活を確保することを目的として、ローカル5Gを柔軟かつ迅速に最適化して導入できる環境づくりを行う。具体的には、オープンテストベッドの構築などによる、ローカル5Gの地域での利活用促進策を検討することが適当である。</p> <p><意見> 前段の『① 5G基地局の整備促進』においては、通信事業者が行う5G基地局の展開に対して、「高度無線環境整備推進事業を活用することにより、早期の5Gサービスの全国展開を促進することが適当である。」とされています。 また、『② ローカル5Gによるエリア展開の促進』では、地域ニーズや産業ニーズに応じたローカル5Gのエリア展開の促進に、具体例として、「オープンテストベッドの構築」が上げられています。一方、ローカル5Gの実際の地域展開においては、整備資金を含め、運営に向けた様々な準備が必要であり、その他の地域固有の状況等も想定されます。 従い、オープンテストベッドの構築以外に、例えば、通信事業者が行う5G整備促進と同様に、自治体や企業等が構築するローカル5Gに対しても、高度無線環境整備促進事業の活用と類似した地域や産業向けの支援施策について、検討をお願いいたします。</p>	ローカル5Gの地域での利活用促進策の具体的な内容に関するご意見については、総務省における今後の検討の際に参考にすることが適当であると考えます。	無
19	KDDI株式会社【13】	<p><該当箇所> 報告書全般</p> <p><意見> 不感エリア解消のさらなる加速に向けて、本研究会にて当社より要望させていただきました、地理的条件が厳しいエリアへの電源・回線設備設置費用にかかる状況、非居住エリアへの整備対象の拡大、在来線トンネルの対策、事業期間等の柔軟化に係る事項等を報告書に反映いただき、感謝いたします。本報告書の趣旨を踏まえ、今後も携帯電話事業者間で連携し、不感エリア解消に向けて取り組んで参ります。 なお、今後の条件不利地域の対策におきましては、道路導線や観光地といった居住・非居住という枠組みにとらわれない考え方によるエリア整備の支援策が求められると考えます。</p>	ご賛同のご意見として承ります。 なお、居住・非居住という枠組みにとらわれない考え方によるエリア整備の支援策は重要と認識しておりますので、ご意見を踏まえて修正させていただきます。	有

20	楽天モバイル株式会社 【14】	<p><該当箇所> 第4章 今後の携帯電話の基地局整備の在り方の方向性 P.19~24</p> <p><意見> ① 不感エリアの解消の加速化と5G基地局の整備を全国に広げるため、補助金等の公的支援の拡大を願いたい。 ② 電波遮へいエリアにおける対策を引き続き推進して頂きたい。</p>	賛同のご意見として承りません。	無
21		<p><該当箇所> 第4章 今後の携帯電話の基地局整備の在り方の方向性 4-1 携帯電話等エリア整備事業 (6) 中長期的な検討課題 ② 設備共用等による整備費用の低廉化 P.22</p> <p><意見> ① 設備共用の対象として、基地局に係る鉄塔や用地に加え、回線の共用についても盛り込んでいただきたい。 ② 設備共用等による整備費用の低廉化は、中長期的な検討ではなく、喫緊に検討・解決すべき問題と考える。</p> <p>(理由) ① 5Gは電波の特性上到達距離が短いので、従来のネットワークよりも多くの基地局を設置する必要がある。基地局と通信局舎を結ぶ回線を各事業者が別々に調達することで当該回線の需給が逼迫する恐れがあるため。また、鉄塔や用地を共用しながら、回線のみ個別利用となるのは非効率と考えられるため。 ② 今後見込まれるIoTサービスの本格的な普及や、2020年度に商用化が予定されている5Gの早期全国サービス展開を見据えると、整備費用の低廉化に繋がる施策を早急に採用することが求められるため。</p>	<p>①について、ご意見を踏まえまして、「鉄塔や用地等」に修正させていただきます。 ②について、ご意見を踏まえ、「その他の検討課題」として記載させていただきます。</p>	有

注 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ございました。